入　札　説　明　書

調達物品名　高　規　格　救　急　自　動　車

新　潟　市　財　務　部　契　約　課

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成７年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号），新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。），新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量

高規格救急自動車　　３式

（案件番号２４０１９①）

(2)　調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3)　履行場所

新潟市消防局（新潟市中央区東大畑通１番町６４３番地２）

(4)　納入期限

①　平成25年２月13日まで　１式

②　平成25年２月20日まで　１式

③　平成25年２月27日まで　１式（アイソレーター積載可能高規格救急自動車）

(5)　入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2)　地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表２の 10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

(5)　「メンテナンス対応等証明書」（別紙１－１，別紙１－２），「同等品申請書兼承認書」（別紙２）を提出できるものであること。

３　問い合わせ先等

(1)　契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号951－8550

新潟市中央区学校町通１番町602番地１

新潟市財務部契約課物品契約係

電話　025－226－2213　FAX　025－225－3500

(2)　同等品申請書兼承認書の交付に関する問い合わせ先

郵便番号951－8106
新潟市中央区東大畑通１番町643番地２
新潟市消防局救急課救急管理係
電話025－223－3191　内線2064

4　競争入札参加申請等

(1)　本件調達物品の入札に参加を希望する者は，別添一般競争入札参加申請書を，平成24年６月22日17時までに上記３（1）の場所に直接又は郵便（必着）により提出すること。

(2)　「メンテナンス対応等証明書」（別紙１－１，別紙１－２），「同等品申請書兼承認書」（別紙２）は，原則一般競争入札参加申請書と同時に提出すること。

なお，「同等品申請書兼承認書」は，提出前に発注課(上記３(2)の場所)の承認を受けること。

(3)　入札者は，提出された書類に関し説明を求められた場合は，これに応じるものとする。

(4)　提出書類に基づき審査を行い，入札参加の可否を決定し，一般競争入札参加資格確認結果通知書を平成24年７月３日までに発送する。

(5)　一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は，書面で届け出ること。

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　入札及び開札

(1)　入札・開札日時及び場所

ア　日 時　平成24年７月17日　13時30分

イ　場 所　上記３(1)の同所　第１分館契約課入札室

(2)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア　受領期間　平成24年７月９日から平成24年７月13日まで

イ　受領期限　平成24年７月13日 17時

ウ　提出先　　上記３(1)の場所へ提出すること。

(3)　競争加入者又はその代理人は，仕様書，別添「仮契約書（案）」及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は，別添質疑書を平成24年５月30日から平成24年６月22日17時まで，上記３（1）へファックスにより提出すること。

(4)　競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(5)　入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(6)　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(7)　競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可) 並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(8)　競争加入者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(9)　競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(10)　競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　競争加入者の住所，会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ　代理人が入札する場合は，競争加入者の住所，会社（商店）名，受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ　入札金額

エ　履行期限，履行場所

オ　品名，数量，単価及び金額

カ　品質・規格

「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(11)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

(12)　入札書は封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日時，品名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし，上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(13)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。ただし，入札金額の訂正は認めない。

(15)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(16)　不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

(17)　談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(18)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(19)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は，再入札に参加する意思がないものとみなす。

また，後記７の各号に該当する無効入札をした者は，再入札に加わることができない。

(20)　再入札は１回とし，落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

7　入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

(1)　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2)　入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3)　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札

(5)　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(6)　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

(7)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札

(8)　その他入札に関する条件に違反した入札

(9)　上記(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

8　落札者の決定方法

(1)　有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし，落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は，落札決定を取り消し，仮契約を締結していた場合は，本契約を締結しないものとする。

(2)　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。

(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9　契約の停止等

本調達物品の契約に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし，契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合，若しくは，過去２年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し，これらをすべて誠実に履行し，かつ，契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は，契約保証金を免除する。

11　契約成立の要件

契約の締結については，新潟市議会の議決を要するため，入札による落札者とは，議会の議決を得たときに本契約となる旨の内容とする仮契約を締結する。

12　契約書の作成

(1)　仮契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された仮契約書に記名押印

し，落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延長することができる。

(2)　仮契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

13　支払いの条件

納入物品等の代金は，当市の検査に合格した後，適正な請求書に基づいて支払う。

14　契約条項

別添「仮契約書（案）」による。

15　競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に，新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は，政府調達（ＷＴＯ）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を，平成24年６月22日（金）17時までに下記へ持参又は郵送（必着とし，書留郵便に限る。）すること。

なお，申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951－8550
新潟市中央区学校町通１番町602番地１
新潟市財務部契約課物品契約係
電話025－226－2213　内線32213・32214
http://www.city.niigata.jp

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印
担当者
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので，入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公告年月日	
案 件 番 号	
調達物品名	

質　　疑　　書

年　　月　　日

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（担当者　　）
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

1　案 件 番 号
2　調達物品名

質　疑　事　項

注１　回答は，本質疑書の提出後１０日以内に新潟市財務部契約課ホームページの当該調達物品の一般競争入札公告一覧に掲示します。
注２　この質疑書は，仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
注３　提出期間を過ぎた場合は受理しません。

別紙１－１

メンテナンス対応等証明書

調達物品名【高規格救急自動車】

１　当該車両のメンテナンスが行える整備工場

（１） 最寄りの整備工場

・整備工場名称

・所在地

・電話番号

（２） 競争入札参加希望者との関係

直営・協力　（該当するものを「○」で囲む。）

「協力」に該当する場合は，競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

（３）整備を実際に担当する人員（サービスエンジニアを含み常駐者であること）及び担当者名

人員　　名

担当者名

（４）点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は，１日で対応いたします。

２　部品供給体制

（１） 部品供給の総括窓口及び担当者名

総括窓口

担当者名

電話番号

（２） 供給系統（フローチャート図）

（３） 依頼から納品までの所要日数は，２日以内で対応いたします。

別紙１－２

３　技術員の派遣体制

（１） 最寄りの整備工場の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　**現地到着までの所要日数は，１日以内で対応いたします。**

（２） メーカーの技術員の派遣体制

ア　緊急時の連絡系統

イ　現地への派遣方法

ウ　**現地到着までの所要日数は，２日以内で対応いたします。**

上記のとおり証明いたします。

平成　　年　　月　　日

（あて先）新潟市長

（競争入札参加希望者）住　　所

会 社 名

代表者名　　印

別紙２

同等品申請書兼承認書

案 件 番 号　　２４０１９①

調達物品名　　高規格救急自動車

（　／　枚）

No.	品名（材料）	メーカー名・型式	諸元	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※上記のとおり同等品の認定を申請いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

会 社 名

代表者名　　㊞

※上記の申請品を同等品として承認いたします。

平成　　年　　月　　日

新潟市消防局救急課長　　㊞

平成２４年度

高規格救急自動車仕様書
（シャシー・ぎ装）
（山潟・山の下・中之口）

新潟市消防局

高規格救急自動車仕様書（シャシー・ぎ装）

第１　総則

１　目的

この仕様書は，新潟市（以下「当市」という。）が平成２４年度に購入する高規格救急自動車（以下「救急車」という。）の必要な事項について定める。

２　適合法令

救急車は，この仕様書に定めるもののほか，次に掲げる法令等に適合し緊急自動車として公安委員会の承認を得ることができる要件を具備していること。

(1)　救急業務実施基準（昭和３９年３月３日付自消甲教発第６号通知）
(2)　消防防災設備整備費補助金交付要綱（平成１４年４月１日消防消第７０号）
(3)　道路運送車両法（昭和２６年運輸省令第１８５号）
(4)　道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）
(5)　その他関係法令等

３　製作上の問題処理

製作にあたっては次に掲げる事項を遵守すること。

(1)　仕様内容に疑義が生じた場合は，速やかに当市と協議すること。
(2)　仕様内容の解釈について相違がある場合は，当市の解釈に従うこと。
(3)　仕様の変更が必要な場合は，当市の承認を得ること。
(4)　救急車製作にあたり，工業所有権その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は，受注者においてこれらの問題を解決し，その旨を当市に報告すること。

第２　提出書類

１　承認図書

受注者は，契約後速やかに当市と細部打合せを行なうものとし，細部打合せ後１ヶ月以内に次の書類（Ａ４版に製本）を１台につき２部提出し，承認を受けるものとする。（承認後１部返却）

(1)　製作工程表
(2)　製作図等
　ア　救急車外観５面図（縮尺１：２０）
　イ　救急車諸元明細書
　　(ｱ)　電気系統配線図
　　(ｲ)　装備品取り付図又はサービスマニュアル
　　(ｳ)　使用資器材明細一覧表（メーカー名及び型式）
　　(ｴ)　その他当市が指示するもの

２　完成図書

受注者は，救急車納入時に次の書類（Ａ４版に製本）を提出すること。（部数は１台あたり）

(1)　改造自動車等審査結果通知書の写し　（２部）
(2)　自動車検査証の写し　（２部）
(3)　救急車取扱説明書　（１部）
(4)　救急車パーツリスト　（１部）
(5)　使用電球等一覧表　（１部）
　（取付け場所，個数，型式，ワット数）

(6)　装備品・取付け品等のカタログ　（１部）
(7)　装備品・取付け品等の仕様説明書　（１部）
(8)　装備品・取付け品等の取扱説明書　（１部）
(9)　緊急自動車届出確認証の写し　（１部）

３　写真（デジカメプリントＬ版ＣＤ－ＲＯＭ付）

Ａ４版のファイルで製本し，２部提出すること。
(1)　製作工程に基づく状況を撮影したもの
(2)　完成車の上部，前後，斜め前後左右及び両側面を撮影したもの（車両番号標識のみえるもの）
(3)　酸素取り出し口の配管図
(4)　付属品

第３　仕様

１　主要諸元

(1)　駆動方式
四輪駆動オートマチック方式
(2)　車両寸法

ア　車両	全長	５，９５０㎜以下
	全幅	２，０６０㎜以下
	全高	２，８５０㎜以下
イ　傷病者室	室内長	３，１００㎜以上
	室内幅	１，６６０㎜以上
	室内高	１，８００㎜以上

(3)　エンジン

ア　総排気量	２，６００ｃｃ以上
イ　最高出力	１０２．９Kw（１４０ｐｓ）以上

(4)　使用燃料　ガソリン
(5)　救急車取付け品及び付属品は，救急車１台につき，別表１及び別表２のとおりとする。

２　車体の構造及びぎ装

車体の構造及びぎ装は，メーカー標準のほか次のとおりとすること。
(1)　製作台数
製作台数は３台とする。
(2)　車体関係
ア　車体は全有蓋で密閉式構造のものであること。
イ　車体後部は，ストレッチャーによる傷病者搬入が容易に行なわれる構造とすること。
ウ　緩衝装置は，資器材を用いた業務の遂行にあたり十分な性能を有すること。
エ　スライド式ドアは傷病者室の左側前面部に設け，昇降用ステップには滑り止めを施すこと。
オ　跳ね上げ式ドアは車両後部に設け，昇降用ステップにはアルミ縞板を取付けること。
カ　リヤバンパー傷つき防止板を取付けること。
キ　傷病者室に設ける窓及びドアのガラスは，下端から２分の１以上をくもりガラス又はフィルム貼りとすること。
ク　集中ドアロック装置を運転席に設け，運転席，助手席，左側面，後方ドアロックの開閉が可能であること。
ケ　キーレスエントリーシステムであること。

コ　パワーロックを設け，エンジンがかかっている状態で開閉が可能であること。
サ　けん引フックは，フロントバンパー下部のシャシーフレームに取付けること。
シ　火の粉飛散防止装置は，排気管端末部に取付けること。
ス　排気管は耐熱措置（カンペハピオ耐熱塗料６００℃又は同等のもの）を施すこと。
セ　消防章は，フロントグリル中央部又は上部ボンネット部に取付けること。
ソ　サイドバイザーは，運転席及び助手席ドアに取付けること。
タ　全車輪には，ゴム製泥除けを取付けること。
チ　助手席専用サイドミラーを取付けること。
ツ　フロントアンダーミラーを取付けること。
テ　前照灯はディスチャージヘッドランプ，又は，同等のヘッドランプを取付けること。
ト　路肩灯は左右後輪付近に取付け，ライト連動式とすること。
　なお，フェンダー内に取付ける場合は，泥等による照射不足，水分等による球切れに十分考慮すること。
ナ　ＨＤＤナビゲーションシステム，バックアイモニターを取付け連動させること。
ニ　現有車両に装備されているＥＴＣ車載器（アンテナ分離型又は一体型，音声タイプ）を移設すること。
ヌ　車両３台のうち，当市が指示する１台については，ストレッチャーにアイソレーター（クリーン・キャリーＹＣＣ－１Ａ）を固定した状態で積載できるとともに，車両から搬出入する際に，ストレッチャーのレッグが確実に立ち上がる構造であること。（詳細は別途指示）

(3) 内装関係

ア　ベッド両側の空間，ベッド頭部側の座席とベッドの空間及び室内高は，救急業務実施基準第１１条に定める資器材を用いた業務の遂行を支障なく行なえるようスペースを確保すること。また，高度救命処置等の実施にあたり，複数の救急隊員がベッドの左右から同時に活動できるよう，スペースを確保すること。
イ　資器材の機能を損なうことなく，安全かつ確実に積載できるものであること。
ウ　仰臥位傷病者の体位変換が可能であること。
エ　ストレッチャー積載架台は，次の機能を有すること。
(ｱ)　遠心力及び加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できるものであること。
(ｲ)　左右にスライドできるものであり，架台位置を右，中央，左に固定できるものであること。また，中央の位置において，両側面で救急処置が行なえること。
オ　ベッド頭部側に座席を設けること。
カ　サブストレッチャーを積載できる構造の２人掛けまたは３人掛けシートを傷病者室左側に設けること。また，原則としてはね上げ式とすること。
キ　酸素ボンベ（１０ℓ・ヨーク９号ハンドル付２本以上）は，業務の支障にならない箇所に固定バンド付きの専用受け台を設け取付けること。
ク　加湿流量計付酸素吸入装置（オキシパックＦＤＸ車両取付け型）は，傷病者の起き上がりに支障のないよう右側面に取付け，配管は耐圧配管等で確実に固定すること。
ケ　酸素取出し口は５口以上設けること。
コ　点滴びんを吊り下げるフック及び固定装置を，傷病者室の天井中央付近に設けること。
サ　手洗い装置は次のものであること。
(ｱ)　水タンクは着脱可能で，かつ，内部に残水しにくい構造であること。
(ｲ)　汚水タンクを設けること。
シ　傷病者室内にダストボックスを設けること。
ス　メインストレッチャーの上部天井に，手すりを２本取付けること。
セ　傷病者室の右側面に，手すりを２本取付けること。
ソ　時計（アナログ式）は，傷病者室に１個取付けること。
タ　カーテンは，傷病者室の左側窓を手動式，後部はね上げドアガラス部分を電動式とし，

それぞれ取付けること。
チ　地図入れボックスは，運転席と助手席の中間部分等に設けること。
ツ　傷病者室左側上部に収納庫，または網棚を取付けること。
テ　ネットは，傷病者室天井部に２ヵ所以上取付けること。
ト　傷病者室右側最後部に収納庫を取付けること。
ナ　自動体外式除細動器，自動式心肺蘇生装置，輸液用資器材，電動式吸引器，その他当市が指示する資器材については取付け金具等を設けること。（別途指示）
ニ　酸素マスク収納庫は，傷病者室右側側面に設けること。
ヌ　Ｃ型ばね付フックは，傷病者室右側側面に７個以上取付けること。
ネ　運転室内に，フックを３個以上取付けること。
ノ　傷病者室右側面下部に搬送固定用ボード（バックボード）収納ブラケットを取付けること。（詳細は別途指示）
ハ　傷病者室右側面後方又は傷病者室左側面上部に，容易に出し入れできる構造のスクープストレッチャー取付け用ブラケットを設けること。（詳細は別途指示）
ヒ　自動式心肺蘇生装置の駆動源として使用する２ℓボンベをオキシクリップを付けた状態で固定する金具等を取付けること。（詳細は別途指示）

(4)　電装関係
ア　傷病者室照明
(ｱ)　天井左右の長手方向には，傷病者の症状及び救急隊員の業務に支障のない照度を有する調光器付大型蛍光灯を取付けること。
(ｲ)　傷病者灯は，ベッド頭部の天井部分に設けること。（詳細は別途指示）
イ　資器材用の電源として，次のものを設けること。
(ｱ)　交流１００Ｖコンセント
インバーター（正弦波３００W以上）を取付けること。
なお，コンセント口数は６口とし，設置場所は別途指示するものとする。
(ｲ)　１２Ｖコンセント
２４Ｖを採用している救急車は，コンバーターを取付けて対応すること。
なお，コンセント口数は４口以上とし，設置場所は別途指示するものとする。
(ｳ)　外部入力コンセントを取付け，傷病者室に１００Ｖ専用コンセントを設けること。
なお，専用コンセントの設置場所及び設置個数は，別途指示するものとする。
ウ　十分な冷暖房機能を有すること。
エ　十分な換気機能を有すること。
オ　サイレンは，「救急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」（昭和４５年６月１０日付消防第３３７号通知）の「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合するものとする。
カ　ＬＥＤ赤色点滅灯を，屋根前面部及び後部両側面上部に設けるほか，両側面上部に前後２個ずつ増設し，また，フロントバンパー前面左右に取付け，全てを連動させること。（ただし，散光式赤色警光灯にＬＥＤ赤色点滅灯を付加する方式を認める。）
キ　跳ね上げ式ドア開放時に後部から視認できるＬＥＤ点滅灯を取付けること。
ク　モーターサイレン（ウー音クラクション連動切替式）を取付けること。
ケ　電子サイレンユニットを埋め込み式により，体裁良く取付けること。（詳細は別途指示）
また，電子サイレン，モーターサイレン，ＬＥＤ赤色点滅灯，その他各種電装品のスイッチ類をインスト中央部に集中配置し，運転席と助手席双方から容易に操作できるよう取付けること。
コ　フレキシブル・アーム式のマップランプ（１０W・個別スイッチ付き）を，助手席側に取付けること。
サ　フレキシブルマイク（個別スイッチ付き）を，運転席上部に取付けること。
なお，機関員が運転中においても支障なく拡声操作ができるよう取付けること。

シ　サーチライト（３５W以上マグネット式）を取付けること。
　　スイッチはサーチライト上部に設けること。
ス　サイドフラッシャーを，車両左右の側板に設けること。
セ　後退警報器（音声式）を取付けること。
　　また，運転席にＯＮ／ＯＦＦスイッチを設け，銘板を取付けること。
ソ　各電気配線類は剥き出しにせず，ドアの開閉等により断線しないこと。
　　また，各電気配線は，長年の使用に十分耐え得る配線とすること。

(5)　塗装関係

ア　車体の塗色は白色とし，耐久性に富む上質塗料による仕上げを行なうこと。
イ　車体周囲の中央部に朱色のベルト（幅約７０～８０mm）を入れること。
ウ　文字の記入
(ｱ)　車体前部には，「○○（救急隊名）ＳＡ」と記入すること。（詳細は別途指示）
(ｲ)　車体両側には，当市の指示する位置に「新潟市消防局」及び「○○（救急隊名）」と左読みで記入すること。（詳細は別途指示）
(ｳ)　車体後部には，当市の指示する位置に２段書きで上段に「新潟市消防局」，下段に「○○消防署」と記入すること。（詳細は別途指示）
(ｴ)　対空標示は，キャブ屋根に記入すること。（詳細は別途指示）
(ｵ)　車体両側には，当市が指定する位置に「スターオブライフ（生命の星）」の表示を付すこと。（詳細は別途指示）
(ｶ)　車体ルーフサイド両側には，当市が指定する位置に「救命リレーの輪」及び「ＮＩＧＡＴＡ」の表示を付すこと。（詳細は別途指示）
(ｷ)　マーキングは，車両上部両側面及び後面に行なうこと。（詳細は別途指示）
(ｸ)　当市が指示する場所に，青枠（縦２４ｃｍ，横３５ｃｍ）付，青文字で「石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と記入すること。（交付事業対象車両のみ表示。詳細は別途指示）
(ｹ)　当市が指示する場所に，青枠（縦２４ｃｍ，横３５ｃｍ）付，青文字で「（財）空港環境整備協会助成」と記入すること。（交付事業対象車両のみ表示。詳細は別途指示）
(ｺ)　その他細部については別途指示する。
エ　車体には完全な錆止め処理を施すこと。

3　車載用無線電話装置等

救急無線電話装置等は，現有車両から移設設置するものとし，その移設設置仕様は別紙「救急専用無線電話装置等仕様書」及び「車両運用端末装置（Ｖ５０）機器仕様書」によるものとする。

4　納入検査

1　納入検査は当市が指示する日時及び場所で行なうものとし，検査の結果不適合又は不合格品と認められるものは，当市の指示する日までに部品の取替え，補修，改修等を行い，再度検査を受けるものとする。
2　納入場所については，新潟市中央区東大畑通１番町６４３番地２　新潟市消防局とする。

5　納入期限

1　平成２５年２月１３日　１式
2　平成２５年２月２０日　１式
3　平成２５年２月２７日　１式（アイソレーター積載可能高規格救急自動車）

6　補則

1　救急車は，新規登録後，各部清掃手入れのうえ納入するものとする。
2　車両登録に要する費用は，受注者が負担するものとする。
　ただし，「自動車損害賠償責任保険」，「自動車重量税」及び「自動車リサイクル料」に要する費用は除くものとする。
3　燃料タンクに燃料を満たした状態で納入すること。
4　保証期間は，納入後１年とする。
　ただし，上記保証期間経過後といえども，設計不良，製作上の欠陥等に起因する事故等を生じた場合は，無償で取替え又は改修を行うものとする。
5　受注者は，納入時，当市の指示により車両及び装備品等の取扱いについて専門係員を派遣し，指導を行うものとする。
6　車体の構造，ぎ装及び取付品，付属品において同等以上の性能を有するものを主張する場合は，事前に新潟市消防局救急課に性能資料を提出し，承認を得ること。

別表１　取付け品

番号	品名	数量	仕様
1	メインストレッチャー	１式	スカッドメイト 　ファーノワシントン社製 モデル 9304　１台 　専用マットレス　（薄手のタイプ）　１枚 　レストレイント　2ﾋﾟｰｽ　２枚 ガートル架（Ⅳ ポール）左のみ 　ファーノワシントン社製 　モデル 513-13　１本 オキシクリップ 　ファーノワシントン社製　ﾓﾃﾞﾙ514　１個 サイドアームプレート　右のみ 　モデル 160　１個
2	サブストレッチャー	１台	ファーノワシントン社製 　モデル１０７　１台
3	電子サイレン	１式	パトライト製 　ＳＡＰ-５００ＲＢＶＺ 　メッセージ内容は別途指示 　ハンドマイク　１個 　スピーカー　２個
4	LED 赤色点滅灯	１式	車体屋根前部及び後部両側面上部（左右） 両側面前後上部２個ずつ増設（左右）大阪サイレン製 LF-12 フロントバンパー前面部（左右）大阪サイレン製 LF-11 又は 12 　ただし，散光式赤色警光灯にＬＥＤ赤色点滅灯を付加する方式を認める。 バックドア開放時に後部から視認できるもの
5	加湿流量計付酸素吸入装置 (酸素呼吸器)	１式	オキシパックＮＳＹ-４型 　酸素ボンベ 　ニードル１０ℓ型（Ｆ610 打刻入り）　２本 　減圧弁　高圧用ニードル　２個 　三方チーズ　高圧用　１個

			配管ホース　高圧用　１本 ボンベ丸ハンドル　台付　１個 二連式加湿流量計オキシパック　１台 酸素吸入マスク　２個 ビニール管１０ｍ　１巻 エアウェイ（大・中）　各２個 開口器　ハイステル氏　２個 舌圧子　板状　１本 舌鉗子　コラン氏　１本 蘇生マスク（大・小）　各１個 部品収納バッグ　２個
６	消火器	１個	粉末ＡＢＣ消火器
７	昇降用ステップ	１式	アルミ縞板
８	リヤバンパー傷つき防止板	１式	標準装備品又は純正オプション品
９	火の粉飛散防止装置	１式	メッシュタイプ
１０	キーレスエントリー	３式	標準装備品又は純正オプション品
１１	消防章	１個	サイズ径１５０mm
１２	サイドバイザー	１式	運転席・助手席
１３	サイドミラー	１個	助手席専用
１４	フロントアンダーミラー	１個	標準装備品
１５	ディスチャージヘッドランプ	１式	純正品
１６	路肩灯	１式	ライト連動式
１７	ナビゲーションシステム	１式	ＨＤＤタイプ
１８	バックアイモニター	１式	ナビゲーション連動
１９	ＥＴＣ車載器移設	１器	アンテナ一体型又は分離型，音声タイプ
２０	横向シート	１式	原則として跳ね上げ式
２１	点滴びんホルダー	２個	純正オプション品
２２	手洗い装置	１式	水タンク，汚水タンク
２３	手すり	２式	ﾒｲﾝｽﾄﾚｯﾁｬｰ上部天井
２４	手すり	２式	傷病者室右側面
２５	時計	１個	アナログ式
２６	サイド・リアカーテン	１式	サイドカーテン手動式，リアカーテン電動式
２７	地図入れボックス	１個	Ａ３サイズ，純正オプション品
２８	左ルーフサイド収納庫または網棚	１式	純正オプション品
２９	ルーフネット	１式	純正オプション品

３０	右後部収納庫	１式	純正オプション品
３１	高度救命資器材等金具・各配線	１式	各資器材用
３２	酸素マスク収納庫	１式	純正オプション品
３３	温冷蔵庫	１式	純正オプション品
３４	Ｃ型ばね付フック	７個	純正オプション品
３５	運転室内フック	３個	純正オプション品
３６	２リットルボンベ固定装置	１式	バンド付
３７	傷病者室蛍光灯	１式	調光器付
３８	傷病者灯	１式	スポットライト
３９	インバーター	１式	正弦波３００w以上
４０	ＡＣ１００Ｖコンセント	１式	６口
４１	ＤＣ１２Ｖコンセント	１式	４口以上
４２	外部入力コンセント	１式	１００Ｖ専用
４３	モーターサイレン	１個	吹鐘式(ウー音クラクション連動式)
４４	フレキシブルマイク	１個	個別スイッチ付
４５	サーチライト	１個	３５w以上マグネット式
４６	サイドフラッシャー	１式	純正オプション品
４７	後退警報器	１式	音声式
４８	無線機・アンテナ	１式	当市支給
４９	雑音防止装置	１式	無線機用
５０	反射ベルト等	１式	車体周囲中央部：朱色（幅約 70～80㎜）
５１	対空標示	１式	別途指示
５２	文字記入	１式	車体前部：「○○（隊名）ＳＡ」 車体両側：「新潟市消防局」,「○○（隊名）」 車体後部：（上段）「新潟市消防局」 〃　　：（下段）「○○消防署」（別途指示） ※文字色：青色 ※太丸ゴシック体 ※助成対象車両のみ表示 当市が指示する場所に，青枠（縦２４ｃｍ，横３５ｃｍ）付，青文字で「石油貯蔵施設立地対策等交付金施設」と記入すること。（詳細は別途指示） ※助成対象車両のみ表示

			当市が指示する場所に，青枠（縦２４ｃｍ，横３５ｃｍ）付，青文字で「(財）空港環境整備協会助成」と記入すること。(詳細は別途指示）
５３	「スターオブライフ」表示	１式	別途指示
５４	「救命リレーの輪」表示	１式	別途指示

備考　取付け品において同等以上の性能を有するものを主張する場合は，事前に新潟市消防局救急課に性能資料を提出し，承認を得ること。

別表２　付属品

番号	品名	数量	仕様
１	スタッドレスタイヤ	４個	チューブレスタイヤ（純正ホイール付）
２	タイヤチェーン	２組	ＬＴ－４５１０（チェーンバンド付）
３	予備タイヤ	１個	純正ホイール付
４	車輪止め	４個	ゴム製（２個をロープでつなぐこと） ２個は救急車に積載
５	非常用信号用具	１式	赤旗，発煙筒，非常灯，三角表示板 各１
６	救命浮環	１式	マリンポーチ　ＡＥ－２０
７	フロアーマット	１式	純正品
８	ブースターケーブル	１本	当該車両用（長さ約４ｍ）
９	予備電球，予備ヒューズ	１式	車両に使用しているものすべて
１０	補修用塗料	１式	車両に使用しているものすべて はけ３本，うすめ液を含む
１１	レスキューセット	１式	バール，万能斧，シートベルトカッター， ガラスカッター　各１
１２	反射ベスト	３着	NK0801FB-A　(青色１，オレンジ色２) 「新潟市消防局」ネーム入り
１３	救命胴衣	３着	ＴＫ－２４Ａ 「新潟市消防局」ネーム入り
１４	ＬＥＤ合図灯	１本	ＭＬ－６０（乾電池付）

１５	ホワイトボード	１式	Ａ３サイズ，純正オプション品
１６	ジャバラコーン	２個	ＰＣＳ－４０

備考　付属品において同等以上の性能を有するものを主張する場合は，事前に新潟市消防局救急課に性能資料を提出し，承認を得ること。

救急専用無線電話装置等仕様書

新潟市消防局指令課

1　共通事項

⑴　車両の受注者は救急専用無線電話装置及び車両運用端末装置の設置にあたり、救急専用電話装置及び車両運用端末装置を設置指導又は設置する当市が指定する業者と協力し、車両のぎ装段階で通線等を行い、配線が露出することがないように処理を行うこと。また、事前に通線等の処理を行うケーブル等については、すべて新品を使用すること。

⑵　ケーブル等を敷設する際には損傷防止のため保護管等を使用すること。

⑶　電源配線類は、電源側にヒューズを設け、取付け機器の電気容量に見合った太さ（２ＳＱ線以上）の配線を使用すること。

⑷　各装置の設置後に試験調整を行い、正常な動作を確認すること。また、車両運用端末装置については消防指令管制センターとの接続及び連動を確認すること。

⑸　各装置の取付けに当たり、当市が指定する業者と打合せを行い必要に応じて技術的な指導を受けること。

2　救急専用無線電話装置

⑴　救急専用無線電話装置本体及びハンドセットは、当市が指定する車両から移設するものとする。

⑵　救急専用無線電話装置本体は、運転席と助手席間のコンソールボックス内、助手席上部付近の収納ボックス内または当市が指定する場所に取付けること。

⑶　救急専用無線電話装置取付け位置付近に電源端子を設けること。

⑷　空中線は屋根上面に取付け、配線は保護管付同軸ケーブル（５Ｄ２Ｖ）で内張り内を通し、救急専用無線電話装置本体取付け位置まで配線すること。

　ただし、空中線は旧車両からの転用が出来ないため、貫通型の新品を取付けるものとする。

⑸　車内のハンドセットは、車両助手席前面付近と患者室の当市が指定する場所に、衝撃・震動に耐える着脱容易なかけ金具で取付けること。

⑹　車内に取付ける外部スピーカーは、車両助手席付近と患者室の当市が指定する場所にそれぞれ入切スイッチ付で取付けること。

⑺　消防・救急無線のデジタル化に備えて、デジタル無線用アンテナ取付け作業等を考慮したものとすること。

3　車両運用端末装置

車両運用端末装置（Ｖ５０）機器仕様書に基づき、次のとおり取付けること。

⑴　車両運用端末装置は、当市が指定する車両から移設するものとする。

⑵　アダプタＢＯＸ及びＴＲＸ－Ｉ／Ｆは、運転席と患者室間の収納スペースまたは当市が指定する場所に取付けスペースを設け設置すること。

⑶　アダプタＢＯＸ取付け位置付近に、常時電源・ＡＣＣ・アース・車速信号・バッ

ク信号の取出し端子を設けること。

⑷　電源端子は消防救急専用無線電話装置用と車両運用端末装置用の２系統を設けること。

　また、車両運用端末装置専用電源は車両バッテリーから直接、電源供給されるもので、他の装置との共有がないものであること。

⑸　モニタＢＯＸ、デュアルモニタは、運転席と助手席の間及び患者室の当市が指定する場所に取付けること。

⑹　ＧＰＳアンテナ・ＦＯＭＡアダプタ用ルーフトップアンテナは屋根上面に取付け、配線は保護管付同軸ケーブルで内張り内を通し、各装置取付け位置まで配線すること。

　ただし、ＧＰＳアンテナ・ＦＯＭＡアダプタ用ルーフトップアンテナは、旧車両から転用が出来ないため、新品を取付けるものとする。

４　車両の配置替え等について

当該車両導入に伴う車両運用端末装置のデータ変更及び車両の配置替え等が生じた場合の救急専用無線電話装置及び車両運用端末装置（モニタＢＯＸの移設、ＴＲＸ－Ｉ／Ｆを含む。）のデータ変更等も受注者の負担とする。

５　車両配置替えに伴う指令システム主要装置のデータ変更業務

⑴　指令制御装置及び非常用指令装置車両データの変更

⑵　署所端末装置

ア　指令電話装置の車両表示変更

イ　署所管轄車両表示盤車両表示プレートの文字変更**（詳細は別途打合せ）**

ウ　署所無線ＬＡＮ装置ＩＰアドレス変更（車両の署所間移動がある場合のみ。）

エ　その他、配置替えとなる車両が指令管制システムで正常に動作するためのデータ変更

６　無線局免許変更申請等

当該車両の導入により無線局免許変更申請等の必要がある場合は受注者の負担とする。

７　完成図書

各機器移設に伴い下記書類を２部提出すること。

⑴　配線系統図

⑵　機器据付図

⑶　現地試験成績書

⑷　機器撤去に関する写真

⑸　移設機器取付けに関する書類
⑹　データ変更一覧

8　各装置の取付け方法
各装置の取付け方法については事前に取扱い業者と打合せを行うこと。

9　その他
⑴　詳細については、当市担当職員と打合せること。
⑵　参考資料として車両運用端末装置配線図及び FOMA アンテナ仕様を添付

NTT DoCoMo

FOMAアダプタ用ルーフトップアンテナ
取 扱 説 明 書

このたびは、「FOMAアダプタ用ルーフトップアンテナ」をお買上げいただき、まことにありがとうございます。
本製品はFOMA UM01-KOを搭載したFOMA UM01-KO専用アダプタ（以下、FOMAアダプタ）に接続して使用するための外部アンテナです。
ご利用の前に、あるいはご利用中に、この取扱説明書を良くお読みいただき、本製品を正しく、効果的にお使いください。また本書は、お読みになった後も、大切に保管してください。
尚、取扱説明書の最新版は、ユビキタスモジュールWebサイト（http://www.docomo.biz/module/）にてご確認ください。

安全上のご注意〔必ずお守りください〕

この取扱説明書には、お客様や他の人々への危害や財産への損害を未然に防ぎ、本製品を安全にお使いいただくために、守っていただきたい事項が示されています。本書をよくお読みのうえ、製品を安全にお使いください。本文中に表示されている記号の意味は次の通りです。内容をよく理解して本書をお読みください。

⚠警告	この表示を無視して誤った取扱をすると、人が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示しています。
⚠注意	この表示を無視して誤った取扱をすると、人が障害を負う可能性が想定される内容および物的損害のみの発生が想定される内容を示しています。

次の絵表示の区分は、お守りいただく内容を説明しています。

	禁止（してはいけないこと）を示します。
	指示に基づく行為の強制（必ず実行していただくこと）を示します。

⚠警告

高精度な制御や微弱な信号を扱う電子機器の近くにアンテナを設置したり、または近づけないでください。
電子機器が誤動作するなどの影響を与える場合があります。
※ご注意いただきたい電子機器の例
補聴器、植込み型心臓ペースメーカおよび植込み型除細動器、その他の医用電気機器、火災報知器、自動ドア、その他の自動制御機器など。
植込み型心臓ペースメーカおよび植込み型除細動器、その他の医用電気機器をご使用される方は、当該の各医用電気機器メーカもしくは販売業者に電波による影響についてご確認ください。

航空機内や病院など、使用を禁止された区域では使用しないでください。
電子機器や医用電気機器に影響を与える場合があります。
医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。
また、航空機内での使用など禁止行為をした場合、法令により罰せられる場合があります。

分解、改造をしないでください。
火災、けが、感電などの事故または故障の原因となります。

濡れた手でコネクタを触らないでください。
感電などの事故または故障の原因となります。

凹凸のない平面部へ設置してください。
落下して、けがや事故または故障の原因となります。

⚠注意

ケーブルを極端に曲げたり、ねじったり、引っ張ったり、重いものを載せたりしないでください。
ケーブルが断線し、故障の原因となります。

本製品を水没するような環境へ設置しないでください。
本製品は、JISによるIPコード「IPX6」に適合しております。
IPX6は、「強力なジェット噴流水によっても有害な影響を受けない」もので、水中における使用を想定しておりません。

一般ゴミと一緒に捨てないでください。
本製品の構成部材には、PVC（ケーブル被覆）、PTFE（ケーブル内部絶縁体、コネクタ内部絶縁体）が使用されています。
本製品を廃棄する際は、地方自治体の条例または規則に従い処理してください。

雷が鳴りだしたら、アンテナ本体や同軸ケーブル等には絶対に触れないでください。
落雷による感電の恐れがあります。

コネクタの付け外しには、トルクレンチなど、SMAコネクタ専用工具をご使用ください。
コネクタを締めすぎると、破損による故障の原因となります。また、コネクタの締め付け不足は、通信品質の低下を招きます。
参考 SMAコネクタの締め付けトルク ： 59～98N･cm（6～10kgf･cm）

製品の特長

本製品はFOMAアダプタに接続することにより、外部アンテナとして機能するものです。主に自動車などの外部に設置することを想定し、設計されています。

構成品

◆ アンテナ本体

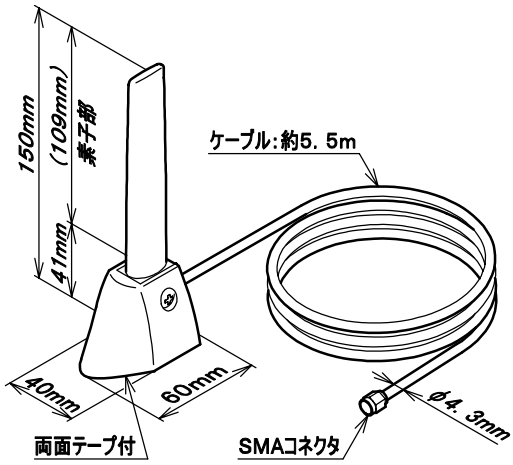

◆ ケーブルクランプ

（5個）

◆ 取扱説明書（本書）

◆ 無料修理保証書

主な仕様

項 目	規 格	備 考
外形寸法	150mm×40mm×60mm （高さ×幅×奥行き）	ケーブル約5.5m
質量	約220g	ケーブルを含む
使用周波数	800MHz帯/2GHz帯	
特性インピーダンス	50Ω	
V.S.W.R.	1.9以下※	※ 但し、1.94～1.96GHzは1.8以下
偏波面	垂直偏波	
水平面内指向性	無指向性	
利得	800MHz帯 ： −7dBd以上 2GHz帯 ： −8dBd以上	
コネクタ	SMA−P	
耐電力	1W	
使用温度	−20℃～90℃	
保護等級	暴噴流に対する保護（IPX6）	
環境対策	RoHS指令対応	

取り付けかた

■ 取り付け位置の選定

- FOMAアダプタの装置とアンテナ間が、ケーブルの長さの範囲内（約5.5m以内）になるようにしてください。
- 凹凸のない水平面部へ設置してください。
- 車体や積載物などで電波が妨げられないような場所を選んでください。
- 一度接着すると、取り外すことが困難ですので、取付位置は慎重に選定してください。

■ 取り付ける前に

- 設置面の汚れ（ごみ、油など）をきれいに拭き取り、湿気を乾かしてください。
- 気温が低いときは、設置面をドライヤーなどで温めてください。

■ 取り付け

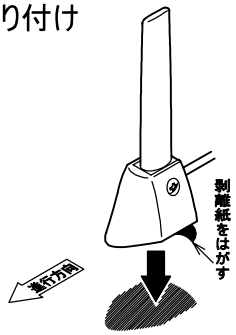

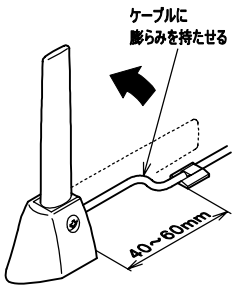

- アンテナ本体からひとつめのケーブルクランプの間は40～60mm程度離してください。
- あらかじめ素子部を倒した状態でひとつめのケーブルクランプを固定し、設置後に素子部を戻してケーブルに膨らみを持たせてください。
- アンテナ本体とひとつめのケーブルクランプ間のケーブルが設置面に触れないようにしてください。
- 走行中または運用中にケーブルが動かないように、要所をケーブルクランプで固定してください。
- 本製品は、車体外部の取り付け用に強力な両面テープを使用しております。
  一度接着すると、取り外す際に設置面の塗装などが剥がれる可能性がありますので、ご注意ください。
  また、取り外すと両面テープの接着力が低下しますので、再度取り付けにならないよう、ご注意ください。

■ ケーブルの引き込み

- ケーブルは、ドアやハッチなどと車体の隙間を利用して室内へ引き込んでください。
- ケーブルにたるみが生じないよう配線してください。ただし、アンテナの素子部を倒したり、起こしたりする際にケーブルが前後に動きますので、その分の遊びを設けてください。
- 配線ルートが決まったら、ドアやハッチなどを開閉しケーブルが損傷しないことをあらかじめ確認してください。
- ケーブルの室内への引き込み口に、防水処理を充分行ってください。

■ コネクタの接続

- FOMAアダプタの装置コネクタとアンテナのSMAコネクタを、トルクレンチなど、SMAコネクタ専用の工具を使用して接続してください。

ご使用にあたって

■ 立体駐車場、洗車機などへ車を入れる際には、アンテナ本体の素子部を水平に倒してください。
また、本製品を搭載したまま洗車機へ入れる際には、アンテナ本体およびケーブルが外れないよう、ご注意ください。

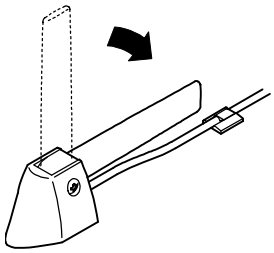

- アンテナ本体に取り付けてあるネジが緩んだ場合は再度締め付けてください。
  参考 ねじの締め付けトルク ： 49～78N・cm（5～8kgf・cm）

■ ケーブルの最小曲げ半径は約30mmです。この大きさ以下で曲げるとケーブルへの負担が増して断線しやすくなります。

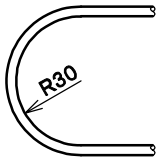

■ 本製品はFOMAアダプタ専用です。携帯電話、PHSおよび屋内コードレス電話などの補助アンテナではありません。

■ お手入れは乾いた柔らかい布で行ってください。アルコール、シンナー、ベンジン、洗剤などでふくと、色があせたり、印刷が消える場合があります。

アフターサービス

- 本製品には、無料修理保証書を同梱しております。内容をご確認いただき、大切に保管してください。保証期間中の修理の際は、ご提示ください。
- 保証期間は1年間です。保証書の規定に基づいて修理いたします。詳細は保証書をご覧ください。
- 修理などのアフターサービスについてご不明の場合は、下記の「故障についてのお問合せ先」にご連絡の上、ご相談ください。

■ 取扱説明書についてのお問合せ先（DoCoMo インフォメーションセンター）

- ドコモの携帯電話、PHSからの場合
  （局番なしの）151（無料）
  ※ 一般電話などからはご利用になれません。
- 一般電話などからの場合
  0120−800−000
  ※ ドコモの携帯電話、PHSからもご利用になれます。
  ※ ダイヤル番号をよくご確認の上、お間違いないようおかけください。

■ 故障についてのお問合せ先（ドコモグループ各社）

- ドコモの携帯電話、PHSからの場合
  （局番なしの）113（無料）
  ※ 一般電話などからはご利用になれません。
- 一般電話などからの場合
  0120−800−000
  ※ ドコモの携帯電話、PHSからもご利用になれます。
  ※ ダイヤル番号をよくご確認の上、お間違いないようおかけください。

販売元 NTT DoCoMoグループ
株式会社NTTドコモ北海道
株式会社NTTドコモ東北
株式会社NTTドコモ
株式会社NTTドコモ東海
株式会社NTTドコモ北陸
株式会社NTTドコモ関西
株式会社NTTドコモ中国
株式会社NTTドコモ四国
株式会社NTTドコモ九州

製造元 日本電業工作株式会社

0481−4E
’06.03（第1.1版）

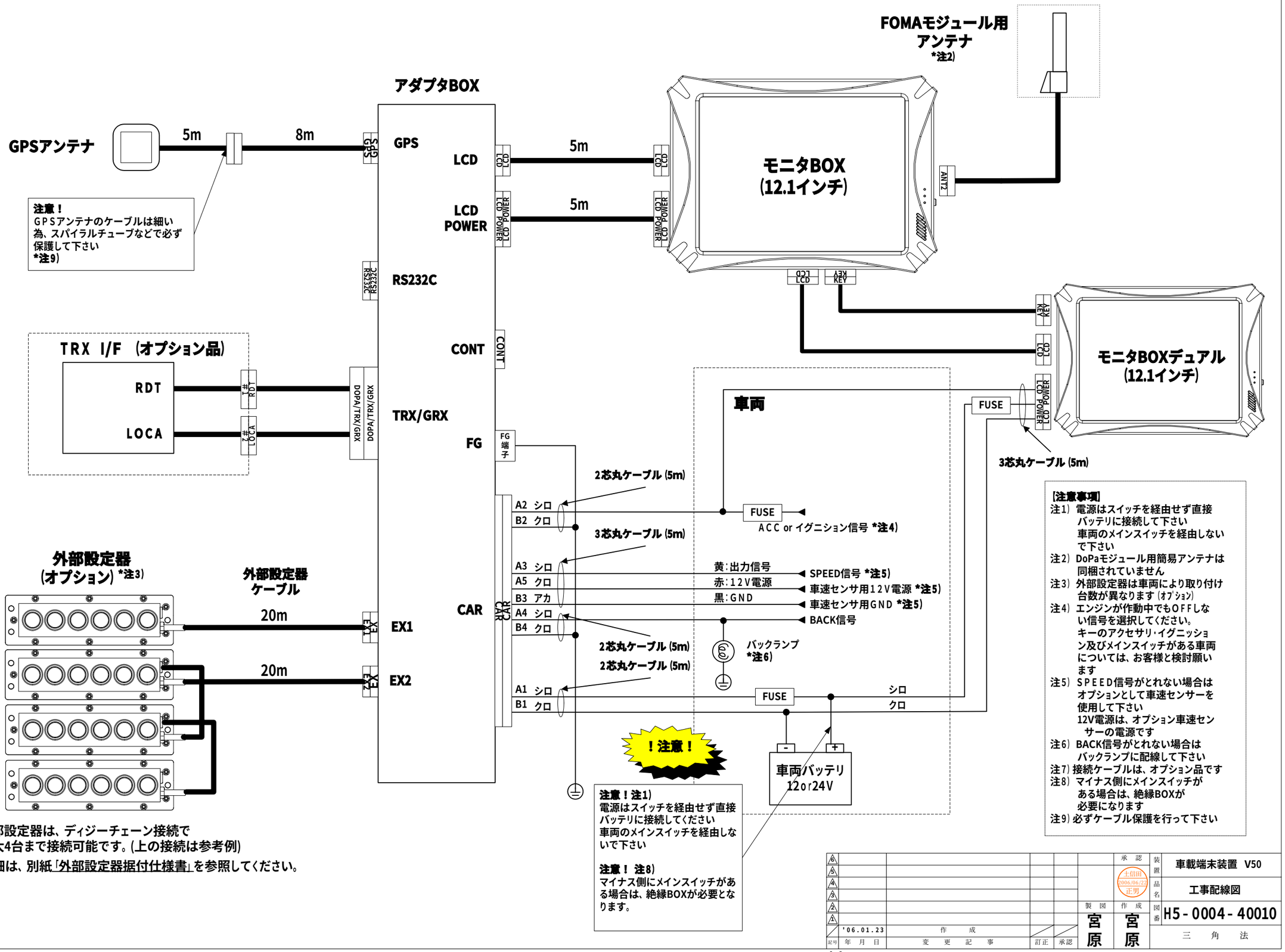

6						承認	装置	車載端末装置 V50
5						土信田 2006/06/22 正男	品名	工事配線図
4						製図	作成	図番
3						宮原	宮原	H5-0004-40010
2								
1								
記号	'06.01.23 年月日	作成 変更記事		訂正	承認			三角法

A3

様式第３号

入　札　書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

住　所

氏　名　　㊞

受任者　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額			百			千			円		
入札保証金			百			千			円		
履行期限	平成　　年　　月　　日										
履行場所											
品名	品質・規格	数量	単価	金額							
特約条項											
摘要											

様式第 3 号

〔記載例〕

入　　札　　書

平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

新 潟 市 長 様

住　　所　○○県○○市○○区○○町
　　○丁目○○番○○号
氏　　名　△△株式会社
　　代表取締役　○○ ○○　　㊞

受 任 者　○○ ○○　　㊞

委任を受けて入札する場合には，
受任者名を記入し，押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額	¥	百	○	○	千 ○	○	○	円 ○
入札保証金		百			千			円
履行期限	平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日							
履行場所	○○部○○課							

品名	品質・規格	数量	単価	金額
△△△△	△△△	□式	○○，○○○	○○○，○○○

“仕様書のとおり”
という記載でも結構です。

特約条項	
摘　要	

様式第 2 号

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　㊞

受 任 者　　氏　名　　㊞

記

件 名

様式第 2 号
〔記載例〕

委　　任　　状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所　〇〇県〇〇市〇〇区
〇〇町〇丁目〇番〇号

氏　名　△△株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇　　㊞

受 任 者　　氏　名　〇〇　〇〇　　㊞

記

件 名　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

別記様式第９号

仮契約書

下記の物品供給については，新潟市契約規則の規定に従い，当該契約について議会の議決を得たときは，これを本契約とみなすものとし，契約の証として本書２通を作成し，当事者記名押印のうえ，各自１通を保有する。

№　　発注機関：

件　　名	
契 約 金 額	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円	

品名 品質・規格など　　数量　単位	単価	金額

履 行 期 限	本契約移行の日から　　年　　月　　日まで
履 行 場 所	
契 約 保 証 金	

新潟市を甲とし，供給者を乙として，甲乙両者は次の物品供給契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

年　　月　　日

甲　　発注者　　新潟市
代表者　新潟市長　　㊞

乙　　受注者　　住所
氏名　　㊞

物品供給契約条項

(権利義務の譲渡等の制限)

第1条　乙は，甲の書面による承諾がなければ，この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し，または担保に供してはならないものとする。

(履行の監督)

第2条　甲は，契約の履行中において，その適正な履行を確保するため，立会いその他の方法により監督をすることができる。

(履行の確認)

第3条　乙は，契約に定める義務を履行したときは，その旨を，甲に通知しなければならない。

2　前項の通知があったとき，甲は，その通知のあった日から10日以内に乙の立会いを求めて，検査を行なうものとし，乙が立会わないときは，乙の欠席のまま，検査をすることができる。

3　熱量，強度の測定，含有量の分析試験等を含む検査について，前項の規定を適用する場合においては，同項中「10日以内」とあるのは「15日以内」とする。

4　甲は，検査の結果，契約に適合しているものと認められる物品は，その引渡しを受けるものとし，契約に適合していないと認める物品は，乙に期間を定めてその物品の取換え，補修若しくは改造させ，さらに甲の検査を受けるよう指示するものとする。この場合において，乙は，甲より取換え，補修若しくは改造を指示されたときは，自己の負担によりすみやかにこれを履行し，甲に通知しなければならない。

5　前項後段の規定による検査を行なうときの期間の算定は，甲が乙から取換え，補修若しくは改造を履行した旨の通知を受けた日から起算する。

6　甲は，検査の結果，契約に適合していないものと認めるものであっても，適合していない程度が軽微で，甲が使用するに支障がないと認めるものについては，契約金額を減額して引渡しを受けることができる。

(所有権の移転)

第4条　供給物品の所有権は，甲が検査に合格したものと認めたときをもって，乙から甲に移転するものとする。

2　供給物品の容器，外包の所有権は，契約に定めがある場合を除き，甲に帰属するものとする。

(不合格品の引取り)

第5条　乙は，甲が検査の結果，契約に適合していないと認める物品(第3条第6項の規定による物品を除く。以下同じ。)については，甲の指定した期間内に履行の場所から自己の負担により，搬出しなければならないものとする。

2　甲は，乙が前項に違反した場合は，その物品の保管について責を負わないものとし，必要があると認めるときは，任意に処分することができる。

(契約金額支払の時期)

第6条　甲は，供給物品の所有権が甲に移転したのち，乙の請求により契約金額を支払うものとする。

2　前項の支払は，甲が，乙の適法な請求書を受理した日から30日以内にしなければならないものとする。

(支払遅延利息)

第7条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，前条第2項に定める期間内に契約金額を支払わなかったときは，政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により，指定された率で，甲に対し，支払遅延による遅延利息を請求することができる。

(検査の遅延)

第8条　甲が，その責に帰すべき理由により，第3条第2項及び第3項に定める期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，第6条第2項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとし，また，その遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は，約定期間は満了したものとし，乙は，そのこえる日数に応じ，前条の規定の例により遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約保証金の還付)

第9条　契約保証金は，次の各号の一に該当する場合に還付する。

(1)　乙が契約に定める義務の履行を完了したとき。

(2)　甲が第12条第1項または第13条により契約を解除したとき。

(遅延届)

第10条　乙は，契約の定める履行期限までに，義務の履行をすることができないと認めたときは，直ちに，その理由，納入予定日等を書面をもって甲に届け出て，その指示を受けなければならない。

(違約金)

第11条　甲は，乙が正当な理由がなく契約の履行を遅延したときは，遅延日数1日につき，契約金額(単価契約の場合は，契約単価の確定納入数を乗じた金額とする。)の1,000分の1に相当する額の違約金を徴収することができる。

2　前項の違約金は，契約金額支払いの際にその契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって違約金に充て，なお，不足があるときは，追徴するものとする。

(甲の解除権)

第12条　甲は，必要があるときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。

2　甲は，乙が新潟市契約規則(以下「契約規則」という。)第36条第1項各号の一に該当する場合は，契約を解除することができる。

3　前項の規定により契約が解除された場合において，乙は，甲に対し，契約金額(単価契約の場合は，契約単価に入札または見積合わせ時の予定数量を乗じた額)の10分の1に相当する額以上の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。

(乙の解除権)

第13条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，契約の履行をすることができなくなったときは，契約の変更，若しくは中止，または解除を申し出ることができる。災害その他さけることのできない特別の理由により契約の履行をすることができなくなったときも，また同様とする。

2　甲は，前項による乙の申し出があったときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。

(損害賠償)

第14条　甲が，第12条第2項により契約を解除した場合において，甲に損害があるとき，または第12条第1項若しくは第13条第1項前段の規定により契約を変更し，若しくは中止させ，または解除した場合において，乙に損害があるときは，甲または乙は，それぞれ乙または甲に対し，その損害賠償を請求することができる。

2　前項の損害額は，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。

3　第1項により甲が乙に損害を賠償させるときは，契約金額支払いの際に，その契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって損害に充て，なお不足があるときは追徴するものとする。

(既済物品の処置)

第15条　契約が解除された場合において，すでに履行場所へ納入されている物品，または既済の物品があるときは，甲が検査のうえ，契約に適合するものと認めるものにかぎり，その代価を支払い，甲が取得することができる。

(危険負担)

第16条　供給物品の所有権移転前に生じた損害は，甲の責に帰すべきもののほか，すべて乙の負担とする。

(かし担保)

第17条　甲に所有権が移転した日から1年間のうちに，当該供給物品にかしがあると認めるときは，乙は，甲の指示により，その供給物品を取換え，若しくはそのかしを補修し，またはそのかしによって生じた滅失，若しくは損傷等による損害を賠償しなければならない。

(秘密の厳守)

第18条　乙は，この契約の履行に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し，または解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第19条　乙は，この契約の履行に関し知り得た個人情報(個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，または識別され得るものをいう。)がある場合は，その保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，これを適正に取り扱わなければならない。

(規則等の適用)

第20条　この契約に定めない事項については，契約規則及び関係法令に定めるところにより従うものとし，契約に関し疑義が生じたときは，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。

付　帯　条　件

1　発注者は，請負者がこの仮契約から新潟市議会の議決日までの間において，新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けた場合は，この仮契約を解除し，本契約を締結しないものとする。また，請負者に対していかなる責任も負わない。

2　発注者は，新潟市議会で可決されなかった場合においても，請負者に対していかなる責任も負わない。